

議案第59号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（老人福祉センター稲田荘）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1 指定管理に管理を行わせている公の施設の名称

南あわじ市老人福祉センター稲田荘

2 指定管理者である団体

所在地 南あわじ市北阿万稲田南681番地1

名称 北阿万稲田南自治会

会長

3 指定の期間

【変更前】 平成27年4月1日から令和7年3月31日

【変更後】 平成27年4月1日から令和6年6月30日